

## 募集要項

### 令和5年度北九州市政だより及び北九州市公式ホームページ広告掲載業務

北九州市広報室広報課が発行・運用する広報媒体における広告枠を買い取り、運用する事業者を募集します。

#### 1 募集案件

令和5年度の広報媒体である北九州市政だより（以下「A」という。）と北九州市公式ホームページ（以下「B」という。）における広告枠の買い取りと運用。

※募集（契約）はA・Bセットで行います。詳細は、別紙「令和5年度北九州市政だより及び北九州市公式ホームページ広告掲載業務仕様書」のとおり。

#### A 北九州市政だより

概 要	
判 型	タブロイド判、オールカラー12ページ
発 行 部 数	約31万部（令和4年12月1日号実績）
発 行 回 数	毎月1日号と15日号の月2回
配 布 場 所	自治会・町内会を通じて各世帯などへ配布
広 告 枠	
掲 載 期 間	①自治会・町内会を通じて各世帯へ配布 ②公共施設配架 ③民間施設（コンビニエンスストア等）配架
掲 載 箇 所	5ページ（市民参加型ページ）の1～4枠 12ページ（各区版ページ）の1～4枠

※詳細は別紙「令和5年度北九州市政だより広告掲載業務仕様書A」のとおり。

#### B 北九州市公式ホームページ

概 要	
U R L	<a href="https://www.city.kitakyushu.lg.jp">https://www.city.kitakyushu.lg.jp</a>
総アクセス数 （令和3年度実績）	110,259,794件 4,561,390件（トップページのみ）
月 平 均 ア ク セ ス 数	9,188,316件 380,115件（トップページのみ）
広 告 枠	
掲 載 期 間	毎月1日～月末日（月単位）
ト ッ プ ペ ー ジ	15枠
サブトップページ （区役所トップ）	35枠 （7区・各ページ5枠）

※詳細は別紙「令和5年度北九州市公式ホームページ広告掲載業務仕様書B」のとおり。

## 2 広告の掲載条件等

### (1) 業務内容（仕様）について

別紙①から③のとおり。

別紙①「令和5年度北九州市政だより及び北九州市公式ホームページ広告掲載業務仕様書」

別紙②「令和5年度北九州市政だより広告掲載業務仕様書A」

別紙③「令和5年度北九州市公式ホームページ広告掲載業務仕様書B」

### (2) 広告掲載料の支払いについて

市が発行する納入通知書（別途通知）により、毎月末の指定日までに納入してください。

### (3) 広告掲載等に係る経費

広告物の作成、納入、その他一切の経費については、事業者負担です。

### (4) 順守事項

「北九州市広告掲載要綱」「北九州市広告掲載基準」を順守すること。

Bは上記に加え、「北九州市ホームページ広告掲載要領」「北九州市ホームページバナー広告表現ガイドライン」を順守すること。

### (5) 掲載広告に関する責任

掲載広告に関する責任は事業者が負い、市は一切の責任を負わない。

## 3 応募資格要件

次の要件をすべて満たすものに限り応募することができます。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること（広告代理店であること）。

(3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(5) 本市が実施した広告事業者の公募において、価格提案後若しくは使用許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行ってから2年を経過しない者でないこと。

## 4 応募申込手続

### (1) 申込受付期間

令和5年1月16日（月）から令和5年2月3日（金）12時まで

※期限を過ぎた場合、受付できません。

### (2) 申込みに必要な書類

価格等提案書（本市所定様式）

※A・Bのどちらか一方のみの提案はできません。

※書類は、PDFデータ形式で提出してください。

- (3) 広告枠売却価格について  
最低売却価格：月額146万円以上（消費税及び地方消費税を含む）  
※最低売却価格以上で最高価格を提示した事業者に決定します。
- (4) 申込み手続き  
電子メールにて、以下のとおりご提出ください。  
送付先：kouhou-kouhou@city.kitakyushu.lg.jp  
件名：広告掲載事業への申込み（企業名）  
※本文に決まりはありませんが、担当者名を記載ください。  
（郵送、電話、ファックス、持参による受付は行いません。）  
なお、メール送信後は下記【募集に関する問合せ先（（093）582-2236）】まで必ず電話連絡すること。

## 5 質疑書の提出及び回答

- (1) 質問受付期間  
令和5年1月16日（月）から令和5年1月20日（金）12時まで
- (2) 質問に必要な書類  
質疑書（本市所定様式）
- (3) 質問手続き  
電子メールにて、以下のとおりご提出ください。  
送付先：kouhou-kouhou@city.kitakyushu.lg.jp  
件名：広告掲載事業への質問事項（企業名）  
※本文に決まりはありませんが、担当者名を記載ください。  
（郵送、電話、ファックス、持参による受付は行いません。）  
なお、メール送信後は下記【募集に関する問合せ先】（（093）582-2236）まで必ず電話連絡すること。
- (4) 回答方法  
質問に対する回答は、令和5年1月27日（金）17時までに本市ホームページ（本資料が掲載されているページ）に掲載します。

## 6 価格等提案書の審査

- (1) 価格等提案書の無効  
次のいずれかに該当するものは、無効とします。
- ① 本市が設定する最低売却価格を下回る提案を行ったもの。
  - ② 応募資格のない者が提案したもの。
  - ③ 指定の日時までに提出しなかったもの。
  - ④ 応募資格者の署名又は記名押印がないもの。
  - ⑤ 本市が交付した価格等提案書を用いないで提案したもの。
  - ⑥ 提案内容又は応募資格者の氏名その他主要部分が識別し難いもの。
  - ⑦ 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの。
  - ⑧ 価格等提案審査に関し不正な行為を行った者が提案したもの。
  - ⑨ その他価格等提案審査に関する条件に違反したもの。

(2) 実施予定事業者の決定

本市が設定する最低売却価格以上で、提案事業者の中で、最高価格をもって有効な提案を行ったもの。

※実施予定事業者は、市と広告掲載についての契約を締結します。

※契約にあたって、契約保証金は契約金額の100分の5以上の額とします。ただし、契約の相手方が、北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号）第25条第7項第1号又は第3号に該当する場合は免除します。

(3) くじによる実施予定事業者の決定

最高価格の提出者が2人以上あった場合は、本市が指定した者（本業務に関係のない職員）によるくじで決定します。

(4) 審査結果の通知

結果は、「kouhou-kouhou@city.kitakyushu.lg.jp」のアドレスから4(4)の送信元アドレス宛てに令和5年2月6日（月）17時までには通知します。

7 実施予定事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、実施予定事業者の決定を取り消します。

(1) 応募資格要件に該当しなくなった場合

(2) その他、実施予定事業者が本件事業実施の相手方として不適当と認める場合

8 その他

事業者決定の手続きに関する一切の費用については、実施予定事業者の負担となります。提案書及び質疑内容については、情報公開条例に基づき公開される場合があります。

**【募集に関する問合せ先】**

北九州市広報室広報課

・北九州市政だより 担当：山口、大西

・北九州市公式ホームページ 担当：田上、内海

電話：(093) 582-2236

**【広告事業全般に関する問合せ先】**

北九州市総務局行政経営課 担当：柳井、生野

電話：(093) 582-2160